



記者発表資料

平成26年11月4日
大臣官房官庁営繕部

警視庁からの要請による公共事業等からの排除措置の取消について

大臣官房官庁営繕部は、警視庁より「国土交通省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」による排除要請の取消の通知を受けたため、同合意書に基づき、長田組土木(株)（所在地 山梨県甲府市）に対し、指名を行わないこととする取扱いを取りやめた旨を通知しました。

詳細は別紙のとおりです。

【問合わせ先】

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課

課長補佐 前田 善久

契約第二係長 二瓶 太一

TEL 03-5253-8111 (内線23153・23154)

TEL 03-5253-8231 (夜間直通)

FAX 03-5253-1541

警視庁からの要請による公共事業等からの排除の取消について

- 1 商号又は氏名 長田組土木株式会社
- 所 在 地 山梨県甲府市飯田4丁目10番27号
- 代 表 者 代表取締役 天野 朝馨
- 2 措置年月日 平成26年11月 4日
- 3 措置の範囲 国土交通省大臣官房官庁営繕部が発注する公共事業
- 4 措置理由 警視庁から、上記の長田組土木（株）について、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請の取消の通知があったため（別添参照）



組. 3. 排1第929号

平成26年10月28日

国土交通省大臣官房会計課長 殿



「国土交通省が行う公共工事等からの暴力団排除の推進に関する合意書」に基づく
排除要請の取消について

下記の者について「国土交通省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」第7第1項の規定に基づき、排除要請の取消を通知します。

記

1 商号又は氏名

長田組土木株式会社

2 所在地

山梨県甲府市飯田4丁目10番27号

3 代表者

代表取締役 天野 朝馨

【参考】

○国土交通省が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書（抄）

[平成24年3月19日 警察庁丁番第106号、国官会第3165号、国地契第88号、
国営管第497号、国港総第700号、国北予第33号]

(指名排除措置)

第1 国土交通省の各部局長及び各長（以下「各部局長等」という。）は、警察から暴力団員が実質的に經營を支配する者又はこれに準ずる者（別紙1のとおり。以下「暴力団関係業者」という。）として、警察から当該者を入札等から排除することについての要請（以下「排除要請」という。）があった場合（以下、当該排除要請がなされた者を「排除対象者」という。）において、排除対象者が入札参加資格を有する者（以下「有資格者」という。）であるときは、警察から排除要請の取消があるまで排除対象者を指名しない措置（以下「指名排除措置」という。）を講じるものとする。

(入札無効の措置)

第2 （略）

2 支出負担行為担当官等は、入札参加者について、誓約違反の事実を認め得るのは、警察からの排除要請があった場合に限るものとし、警察から排除要請があった場合は、当該者の入札を無効とするものとする。

(契約解除)

第3 （略）

2 支出負担行為担当官等は、契約の相手方について、警察から排除要請があった場合は、速やかに契約を解除する手続を行うものとする。

(下請等からの排除)

第4 支出負担行為担当官等は、下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。以下同じ。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。以下同じ。）並びに契約の相手方、下請負人又は再受託者が当該契約の履行に関して締結する全ての契約の相手方をいう。以下同じ。）について、警察から排除要請があった場合は、契約の相手方に対し、又は契約の相手方を通じて当該排除対象者との契約を解除するよう求めるものとする。

(排除要請の手続)

第5 警視庁又は各道府県警本部の暴力団排除対策を主管する部の長（以下「暴力団対策主管部長」という。）は、有資格者であるか否かにかかわらず、国土交通省の入札又は契約に關係する事業者について、暴力団関係業者として排除要請を必要と認める場合は、国土交通省大臣官房会計課長（以下「会計課長」という。）に対し、速やかに文書（別記様式1号）により排除要請を行うものとする。

2 会計課長は、前項の排除要請を受けたときは、各部局長等に対し、当該排除要請の写しを添付して通知するものとする。
3 各部局長等は、前項の通知により指名排除措置を講じた場合は、当該有資格者に対し、警察からの排除要請を踏まえ、指名排除措置を行った旨通知するとともに、当該有資格者の商号又は氏名、代表者、措置年月日、措置の範囲、措置理由、その他必要な事項について、警察からの排除要請の写しとともに公表するものとする。

(指名排除措置の取消手続)

第7 暴力団対策主管部長は、排除対象者について、排除要請の取消を必要と判断したときは、会計課長に対し、速やかに文書により排除要請の取消通知を行うものとする。

2 第5第2項及び第3項の規定は、会計課長が前項の通知を受けた場合について準用する。この場合において、「排除要請」とあるのを「排除要請の取消通知」と、「指名排除措置を行った」とあるのを「指名排除措置を取りやめる」と読み替えるものとする。

別紙1 暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者

- 1 「暴力団員が実質的に経営を支配する者」とは次に該当する者をいう。
法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時、契約を締結する事務所をいう。）の代表者で役員以外の者又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。
- 2 「これに準ずる者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときにおける当該法人等。
 - (2) 法人等の役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該法人等。
 - (3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該法人等。